令和6年2月21日 部長会議

開催日時 令和6年2月21日(水) 午前9時00分から午前10時20分まで

開催場所 庁議室

出席者 市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究

所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、ま ちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部長、技監、 建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下

水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 市 長 訓 示

- ・市長選挙当選を果たすことができたのは、職員の皆様のおかげ。草津市のまちづくり・市民サービス の向上に日頃から尽力いただいた結果、実績を挙げ、市民からも評価いただいたおかげでこうして当 選を果たすことができた。これからもよろしくお願いしたい。
- ・令和6年度当初予算案の記者発表について、来週27日の火曜日に行う。関係する部長級の職員は質疑応答の準備をお願いする。新規施策については「これは新規だ」ということ、特に「県内初」の施策については、そのことについても発表してほしい。
- ・来月3月4日より、3月定例市議会が開会される。今議会は、令和6年度当初予算案も審議していただく議会であるので、想定される質問への対応など、事前の準備をしっかり行っていただくことを改めてお願いする。委員会では課長が答弁するが、以前議会より回答が不十分であるという指摘をされた。そのようなことがないよう、適切な対応・指示をお願いする。また、課長が答弁に詰まったら、副部長・部長での対応をお願いする。
- ・年度末となっている。今年度の業務の執行完成に向けた取組みと、新年度に向けた課題整理や準備、 事務事業の引継ぎをしっかりと行っていただき、新年度が円滑にスタートできるようお願いする。

2. 審 議 事 項

(1)道の駅草津リノベーション基本計画(案)について

【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・平成15年に供用開始した道の駅草津は、平成18年の来駅者33万人をピークに、近年は20万人と減少している。また、約20年が経過し老朽化が進んでいることから、令和元年度よりリノベーションのあり方について調査検討を始め、リノベーション構想を令和4年2月に策定した。
- ・リノベーション構想では「農業資源の活用や生産者との連携」「観光資源や周辺施設、外部との連携」「来駅者ニーズに基づいたリノベーション」「民間活力の導入等による管理・運営」の4つの方向性を定めている。またリノベーションの実現に向けて、ステップ1から3までの短期的施策から長期的な視野をもった構想としている。
- ・今年度は、道の駅に必要な機能や規模等のニーズ調査を行い、道の駅草津エリア全体のあり方、配置、 ゾーニング案について、審議をお願いする。

- ・アンケート結果としては、来駅者・事業者ともに「子どもが遊べる施設」「イベントができる施設」を望む声が多くあったことから、道の駅草津の全体のあり方としては、「新たな付加価値の追加」として、子どもの遊び場、イベントができる広場、多目的ゾーンといったゾーニング案を進めていくことが適切ではないかと考え、基本計画をまとめようとしているところ。
- ・今後のスケジュールについて、今年度に基本計画の策定を行い、令和6年度には基本設計、令和7年度に詳細設計を行って、順次整備工事に入っていく予定をしている。また滋賀県の計画については、現在が予備設計、来年度に実施設計、令和7年度から工事着手に向けて進めていくと聞いている。

【主な質疑・意見】

- ・地域再生計画で常盤学区まちづくりプランという4年間の計画を作っている。来年度から新しい計画になり、現在、次期計画の策定をしているが、この道の駅についても地域ではかなり熱い思いをお持ちである。 構想でいうステップ3に向けては、「大胆に施設を見直す」という声がかなり多いようである。行政としては、まちづくりプランをこの基本計画に合わせていかざるを得ないということは理解しているが、来週に地域に説明に入られるということも聞いているので、地域の声を十分聴いていただきたい。
- ⇒今回の基本計画の中でも、ステップ3を視野に入れた短期整備をまずはしていきたいと考えているので、 地域の皆様の意見を伺いながら基本設計を進めていけるよう調整していく。
- ・防災機能を追加いただくということで、地域防災計画にも位置付けている。防災機能についての詳細は 今後調整ということであったが、来年度基本設計に入るということなので、手戻りにならないよう、基本設計が始まる前に、予め担当課と十分調整いただきたい。能登半島での震災の例もあるので、調整の際は、「応援の待機場所」「復旧作業の拠点」など、どういう使い方をするのかという入り口の部分から調整し想定した上で、どういった機能を備えるのかという調整を進めてほしい。
- ・重要報告案件ならそれでも良いかと思うが、今回審議事項として付議されているのであれば、策定途中であっても計画本体がなければ意見は言えないのではないか。この後、産業建設常任委員会協議会を予定されているが、議会にもこの資料で説明されると、同じ指摘を受ける可能性が高い。
- ⇒現在策定中であり、途中経過としても資料として提出できるほどまとめられていない。産業建設常任委員会協議会では資料として付けさせてもらう。
- ・庁議の審議事項としてそれで良いのか。
- ・施設整備の基本計画だから冊子のような大仰なものはないのではないか。
- ・施設整備なので設計書のようなものが成果物としてあって、それを全て付議されるのはいかがなものか と思うが、「本編を作る」と言われると、何を審議されたいのか。審議されたい内容を全て資料として入れ ていただいて審議し、了とした上で議会に入られるものだと思う。
- ⇒施設整備の計画なので、おっしゃるとおり通常の施策の計画とは性質が違う。今回の基本計画では、 道の駅全体のあり方とその中の配置計画・ゾーニング計画について確認・審議いただきたい。その部分 については、今回の資料に十分記載していると認識している。
- ・二一ズ調査の結果で、「アウトドア空間を必要とする事業者が、約50%と多かった」とあるが、計画の中には「アウトドア」の要素が見られない。こういったアンケートの結果は、どのように反映されているのか。
- ⇒アウトドアについては、近接する施設がアウトドアの用品を販売するなどの展開を図ろうとされているので、この計画において記載はしないものの、エリア全体としては、ニーズを満たすことになると考えている。
- ・総括副部長会議での指摘事項と対応の6つ目で、「民間活力の導入等について、サウンディング調査を 実施し、基本計画への反映を行う」とあるが、サウンディングされた内容が具体的にこの計画のどのあた

りに反映されているのかお伺いしたい。

- ⇒サウンディング調査は実施しているものの、今後ステップ2以降での実施ということとなっているので、 基本計画の現在の概要の中には、結果は記載していない。
- ・サウンディングの結果は基本計画ではなく、基本設計への反映を行うということか。【審1-2】で「サウンディングの結果を基本計画への反映を行う」とあるので、基本計画にサウンディングの結果がどう反映されているのか確認させていただきたい。また、基本計画はこれで決定ではなく、今後、3月中に更新されるのか。
- ⇒サウンディング調査を実施してステップ1・2・3という形で進んでいく予定である。民間活力については、 ステップ2以降で実施という予定であるので、今後、基本設計等の中で進めていく。
- ・総括副部長会議での指摘事項と対応の回答は「基本計画への反映を行う」ではなく「基本設計への反映 を行う」ということか。
- ⇒基本設計への反映を行う。
- ・ステップ1・2・3を見据えた中での基本計画を策定しているのではないのか。
- ・ステップ1・2・3がそもそも何か。長期スパンのステップ1・2・3という前提条件は、それぞれどの程度の期間を見ているのかというところをまず説明してもらわないと、聞いている方は分からない。
- ⇒ステップ1・2がおおむね5年から10年、ステップ3はそれ以降を想定している。いつまでという終期は定めてはいないが、まずステップ1で33万人という来駅者、当時の賑わいを取り戻し、それ以降にステップ2、ステップ3に進んでいくということで基本構想を策定している。その中で、まずはステップ1、短期整備に向けた基本計画を現在策定している。ステップ2を見据えたニーズ調査等は実施しているものの、今後の参考として行っているものであるので、基本設計の中で反映させていきたい。
- ・サウンディングの結果は基本計画ではなく、基本設計への反映を行うということか。「サウンディングの結果を基本計画への反映を行う」とあるので、基本計画にサウンディングの結果がどう反映されているのかという話が聞きたかったのだが。
- もう一度整理いただいて仕切り直ししていただきたい。

【結論】

審議未了とする。

(2)第3次健康くさつ21について(パブリックコメントの結果)

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【審2-1】のとおり、パブリックコメントを実施し、1人から6件の意見をいただいた。P2のNo. 2とNo. 3 が、パブリックコメントの意見を受けて計画を修正している。

【資料:審2-1~4】

- ・No. 2については、「「未成年者の喫煙をなくす」について、高校生を指標にするのは構わないが、「未成年者」は「20歳未満者」に変更してほしい。」という意見であり、市の考え方としては、指摘のとおり、18、19歳の方も喫煙は禁止であるため、「20歳未満の者」に表現を修正している。
- ・No. 3については、「「妊娠中の喫煙をなくす」について、目標値は0.0%にしてほしい。」という意見であり、市の考え方としては、計画案策定時に、国において目標値が示されていなかったことや、県の目標値が未公表であったことから「減少」としていたが、現在、県が実施された「健康いきいき21ー健康しが推進プランー(第3次)」のパブリックコメントにおいて、「妊婦の喫煙をなくす」については、「目標値(R17)0%」と示されていることから、これと整合を図り、「0%」に修正する。
- ・他の意見については、計画案の修正は行わないが、意見を踏まえた啓発・推進を行っていく。

【主な質疑・意見】

特になし

【結論】

審議了とする。

(3)草津あんしんいきいきプラン第9期計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:審3-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【審3-1】のとおり、パブリックコメントを実施し、2人から3件の意見をいただいた。意見と市の考え方については、P2、3のとおり。地域の支え合い等に関する意見など3件いただいたが、パブリックコメントの結果による計画案の修正・変更はない。

【主な質疑・意見】

特になし

【結論】

審議了とする。

3. 協議事項

(1)草津市景観計画の改定方針(案)について(中間協議①)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・現行の草津市景観計画が、平成24年度の策定から10年が経過する中で、大津市と共同策定した「びわこ東海道景観基本計画」の内容や、今年度実施した市民アンケート内容を反映させ、2ヵ年で改定しようとするもの。今回は、来年度本格的に景観計画を見直すための方針を整理させていただいた。
- ・草津市景観審議会の中に、学識経験者を中心に専門部会を設置し、議論を重ねた。今回の部長会議で 改定方針を示した後、来年度以降に専門部会で改めて具体的な詳細を決めていきたい。
- ・左が現状、中ほどに19項目の課題を整理し、右側が課題を解決するための景観計画の策定方針とし、 19項目がリンクした内容となっている。裏面では、景観計画の改定後の構成案を示し、第1章から第8章までの形で、19項目の整理を今後進めていきたいと考えている。
- ・今回の改定方針案策定に関していただいた意見については、しっかり反映していきたい。
- ・詳細は御覧いただければと思うが、例えば問1の「草津市の景観の現状の評価と以前(10年程度前)と 比べた評価」では、「8. 旧草津川と周辺の景観」の評価が上がっていて、草津川跡地公園を整備した成 果が市民の皆様にも御理解いただけた結果だと考えている。
- ・スケジュールに記載はないが、今回の改定方針案についても、議会に中間報告を行いたいと思っているので、議会事務局を通じて調整させていただきたい。

(2)草津市地域公共交通計画の策定について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【都市計画部長から資料に基づき説明】

・令和2年の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正により、様々な交通課題を解決するために、内容を充実させた交通計画の策定が努力義務化されたことを受けて、現行計画である

「草津市地域公共交通網形成計画」の発展版として、持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けた本市の公共交通のあり方を示す「草津市地域公共交通計画」を新たに策定するもの。

- ・法定会議である「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を経て作成した、「草津市地域公共交通計画(案)」について、協議をお願いする。
- ・変更のポイント①として、現行計画で挙げていた6つの課題に加え、社会情勢の変化やアンケート結果から出てきた問題等を踏まえ、4つの課題を加えて解決すべき課題と位置づけをし直した。
- ・ポイント②として、現行計画では、基本理念の下に1つの基本方針を設け、その下に3つの基本施策を位置付けた上で、さらに各施策を紐づけし、さらにその下に個別施策を設定するという5段階の構成としていたが、各段階に「施策」の文言が多用されて誤解を招きやすいこと、階層が多く分かり難いことから、今回の計画では、現行計画の基本方針と3つの基本施策を統合して3つの基本方針とし、階層を4階層に減らすことでスリム化し、紐づけする施策がどの方針を反映しているのかを分かり易くした。
- ・ポイント③として、草津市の目指す公共交通ネットワークについて、地域公共交通内での各交通機関の 役割や方針を明示するとともに、地域の輸送資源などをその他の交通に位置付けることで、草津市全体 を構成する交通機関の役割分担を明確にし、将来の地域公共交通ネットワークの図を掲載することで、 将来の交通ネットワークをイメージしやすいようにした。
- ・ポイント④として、計画の目標について、現行計画では1つの基本施策に対して1項目の目標を設定していたが、今回の計画では、国の法定記載事項に基づく定量的な目標を記載しつつ、よりきめ細やかな評価が可能となるよう、1つの基本方針に3つの目標項目、全体で9項目の目標を設定した。
- ・ポイント⑤では、施策数を10項目から11項目に、ポイント⑥では、個別施策を30項目から39項目に増 やすことで、新たな課題に対しても対応できる施策を追加している。
- ・ポイント⑦として、施策の実施主体について、現行計画では施策単位で表記していたが、今回の計画では個別施策ごとに表記をすることで、最小単位の施策における実施主体者を明確化し、個別施策単位での進捗管理を行いやすいように変更した。なお、各施策については、事前に関係課・関係機関と調整を行っている。
- ・「2. ポイント」の②地域公共交通計画での記載項目については、国が示す7つの基本事項と、この5つの努力事項について、それぞれ計画の基礎となる目的や位置づけ、基本方針や目標、個別施策に溶け込ませる形で反映を行っている。
- ・パブリックコメントの実施方針については、12月19日の部長会議で付議させていただいたとおり、当初令和6年1月の1か月間で予定していた意見募集期間を、令和6年4月1日~4月30日までの1か月間に変更して実施したい。
- ・本日の部長会で協議いただいた後、3月19日の議会での説明を経て、4月の1か月間でパブリックコメントを実施し、その結果を受けて5月に再び部長会議、議会、地域公共交通活性化再生協議会に報告をさせていただき、6月に計画策定を予定している。
- ・パブリックコメントには直接的な関係はないが、本計画については、令和3~5年にかけて、産業建設常任委員会所管事務調査で、「人の暮らしを起点とした持続可能な都市づくりについて」というテーマで議論いただき、6つの提案をいただいた。可能な範囲で計画に反映をさせており、3月19日の議会説明では、計画の中間協議に加えて、所管事務調査からの提案内容の計画反映についても説明をさせていただく予定をしている。

4. 重 要 報 告

(1)令和5年度草津市地域防災計画修正について(パブリックコメントの結果) 【資料:報1-1~5】 【危機管理監から資料に基づき説明】

・【報1-1】のとおり。

(2) 令和6年3月定例市議会 提出予定議案について

【資料:当日配布】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・【議案一覧表】について、3月4日から開会の3月議会に提案する議案は、開会日提案では、予算については当初予算の8件、条例が一部改正と廃止の13件、一般提案が市道認定1件の合計22件となっている。
- ・その他報告案件が1件と、開会日に補正予算の追加提案を予定している。また、閉会日には人事案件を 予定している。その他場合によっては追加提案という場合もあるので、御承知おきいただきたい。
- ・まず、議第12号は、地方自治法の一部改正に伴う、指定公金事務取扱者制度の創設により、4つの条例について所要の整理を行うもの。
- ・議第13号は、読書のまち推進計画を策定するにあたり、新たに審議会を設置するもの。
- ・議第14号は、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、条例で引用している文言の改正を行うもの。
- ・議第15号は、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に新たな勤勉手当を支給するための規定 の整備するもの。
- ・議第16号は、①は法律名に「等」が加わる形で改められることから、条例で引用している法律名を変更するもの。②が、建築基準法施行令の一部改正により新たな認定制度が創設されたことに伴い、新たに申請手数料を追加し整備するもの。③が産後ケア事業について、事業者の受け入れ態勢が整ったために、産後ケアの利用期間を産後4月未満から産後1年未満に拡大する改正を行うもの。
- ・議第17号は、県の福祉医療費助成制度が改正され、新年度から新たに精神障害者の医療費も助成対象とされることに伴い、本市の福祉医療費助成制度についても対象者の範囲の拡大を行うもの。
- 議第18号は、青少年問題協議会を廃止する条例案。
- ・議第19号は、内閣府令の改正に伴う条例の改正。デジタル化の推進に伴う規定の追加と、施設の重要事項の掲示方法にインターネットを使用した方法の追加。
- ・議第20号は、公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援を行うための規定の整備を行うもの。 細かい部分については、規則に委任をする。
- ・議第21号は、令和6年度からの3年間の介護保険事業計画期間中の介護保険料の改正を行うもの。所得段階および保険料率の係数を国基準に合わせる。
- ・議第22号は、厚生労働省令の改正に伴う条例の改正。こちらも3年に1度の介護保険料の見直しと併せて介護サービスの基準の見直しに伴うもの。
- ・議第23号は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い法律名が改められることから、条例で引用している法律名を変更するもの。
- ・議第24号は、水道法の一部改正で厚生労働省が所管する水道行政の一部が国土交通省に移管されることから、条例に引用している省令の名称を変更するもの。
- ・議第25号が一般議案である。草津川跡地区間4の栄橋の撤去に伴い、自転車歩行者道の起点を変更 するために、市道路線の変更について議決を求めるもの。
- ・P4専決処分の報告が、住宅関係の訴えの提起が2件と、公用車がキラリエ草津の通用口のポールに接触したことに伴う損害賠償の専決処分について議会に報告するもの。

- ・令和6年度当初予算について、【令和6年度当初予算の特徴】で説明させていただく。
- ・P1令和6年度予算は627億1千万円で、予算規模としては過去最大となり、昨年より78億9千万円の増となった。
- ・予算規模が大きく膨らんだ要因としては3つあり、1点目が小中学校体育館のエアコン整備で約19億円、 2点目が物価高騰にかかる臨時給付金の関係で約16億円、3点目として市立プールが整備の最終年度になり、整備費だけで約39億円、昨年より約14億円ほど増加している。この3つの事業費で約72億円、増加額で約48億円増加というのが一番大きな要素となっている。また人件費だけで約7億円、うち会計年度任用職員で5億5千万円ほどの増加となっている。ほか、中学校給食の無償化で約2億円等々あり、積極的な予算編成となったところ。全会計規模についても同様。
- ・P4令和6年の市税収入は、約248億5,200万円で、対前年ベースで0.5%減で税収としては、令和5年度に続いて過去2番目の規模となった。しかし、定額減税が6億5,400万円ほど個人市民税から引かれるので、その影響を除くと、約255億600万円となり、実質的には過去最高を更新している。主な増減要因は、資料記載のとおり。
- ・P5地方交付税は、約18億8千万円ということで、今年度から1億増を見込んでいる。
- ・P7令和6年度は、約24億8,800万円の基金の繰り入れを予定している。主な増減要因は、資料記載のとおり。最終的には、財政調整基金と減債基金から3億ずつ取り崩した。
- ・基金残高については、令和6年度見込みが約154億8,800万円となっている。なお、現在とりまとめ中であるが、3月補正予算で、10億円強上積みになる見込みである。
- ・P8市債は、約70億5千万円。主な要因は、資料記載のとおりで、プールの整備で21億、小中学校の建設事業債には、体育館のエアコン整備の約18億円が含まれており、市債残高では、令和6年度末で445億6,300万円と見込んでいる。
- ・P13は、性質別歳出のポイントを示している。人件費では、一般職員給与で約2億円、会計年度任用職員給与で約5億5千万円の増を見込んでいる。扶助費については、児童手当などの拡大で4億円、臨時給付金の関係で約3億6千万円ほど、投資的経費については、小中学校体育館のエアコンで約17億円、市立プール整備で約11億円の拡大となり増加要因となっている。また、その他経費の内、繰出金は、中学校給食の無償化に伴うもの。
- ・P15プライマリー・バランスは今回、市立プールと小中学校体育館のエアコンの整備などがあり、令和6年度は約26億円の赤字である。
- ・P18-19財政規律ガイドラインに定める各種(目標設定)指標の状況としては、人口1人当たり人件費・物件費等の合計と、プライマリー・バランスが基準オーバーとなっている。
- ・本日紙で配布した資料については、部長会議終了後にデータを庁議室フォルダの方に格納させていた だくので活用いただきたい。
- ・今後のスケジュールについては、26日(月)に正副議長へ説明した後、議会運営委員会、27日午後から記者会見を行うので、各部長には対応をよろしくお願いする。
- ・資料の解禁について、26日(月)の議会運営委員会の終了後に解禁とさせていただく。プレスは27日 (火)だが、26日の議会運営委員会後には記者にも資料を提供するので、各課に記者からの問い合わせがあれば、丁寧な対応をお願いしたい。解禁は、テレビは記者会見が終わった27日(火)午後5時、新聞は翌28日(水)の朝刊となっている。
- ・また、3月議会の代表質問・一般質問の答弁の〆切がかなりタイトな日程となっている。理事者への答弁協議の日程については、後ほどメールで案内するので、御協力をお願いする。

(3) 旧クリーンセンター解体後の跡地利用について

【資料:報3-1】

【環境経済部長から資料に基づき説明】

- ・旧クリーンセンター解体後の跡地について、主目的を「災害廃棄物の仮置場」とし、平時は「多目的広場」(公の施設)として開放する。
- 管理については、クリーンセンターで行う。
- (4)第3次草津市障害者計画、第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の策定について(パブリックコメントの結果) 【資料:報4-1~6】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【報4-1】のとおり。

(5)第3次草津市自殺対策行動計画について(パブリックコメントの結果)

【資料:報5-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【報5-1】のとおり。

(6)草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:報6-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【報6-1】のとおり。

(7)第2期草津市国民健康保険保健事業推進計画の策定について(パブリックコメントの結果)

【資料:報7-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・【報7-1】のとおり。

(8)地域公共交通の利便性向上を目指した取組みについて

【資料:報8-1~9】

【都市計画部長から資料に基づき説明】

- ・【報8-2】のとおり。2020年問題以降、バスの運転手の労働時間の短縮等の問題があり、笠縫東常盤線と山田線のまめバスを一部ルートの変更とダイヤの変更を行うに伴い、まめタクを常盤学区と山田学区に導入するもの。
- ・併せて、草津学区を走っていた商店街循環線についても、東草津を回っていたものを現状に戻し、東草津線の変更に伴い、まめタクの青地笠井線を少し東草津の方に回るという変更を行う。
- ・さらには、志津のまめタクについては、運行日(土曜日)の拡充、志津から草津駅に行く草津駅山寺新田線については、1日2便だったものを午前2便午後2便の4便に増便する。
- これらの時刻表がまとまったので、議会に報告を行った後、市民の皆様に周知を行う。

(9)(仮称)草津市こども計画に係る策定方針のスケジュール変更について

【資料:報9一論点整理資料、報9-1-2】

【子ども未来部長から資料に基づき説明】

・(仮称)草津市こども計画については、こども基本法に基づき定められたこども大綱を踏まえて策定を予定している。当初、国のこども大綱の閣議決定が令和5年秋頃とされていたが、年末の令和5年12月2

2日となったことから、令和6年2月に予定していた(仮称)こども計画の策定方針の庁議付議を令和6年4月以降に変更する。

- ・また、計画策定にあたり、「量の見込み」と「確保方策」を定めるためのニーズ調査と、子ども・若者の意見を聞く機会アンケートの実施も、当初の予定からずれ込み、3月上旬から実施する。
- ・本件について、3月上旬に議会に報告を行う。

5. その他

【総合政策部より】

- ・机上に来年度の組織・機構図を置かせていただいている。修正は赤字で示しているので、確認いただきたい。
- ・こども基本法の関係で、子ども未来部に「こども家庭センター」を設置するが、先ほどの表記の話だと、これはこども基本法の関係なので、ひらがなにしている。それ以外の部分は、漢字表記と混在しているが、1年間かけて計画の検討と併せて整理いただけるということなので、令和6年度については、混在している状態とさせていただきたい。
- ・正式な議会への情報提供等については、例年、人事異動内示と同時期にさせていただいていること から、それまでは変更がある所属長に対して変更部分を伝えるなど、必要な範囲で最小限にとどめて いただきたい。
- ・人事異動の内示については確定はしていないが、今の想定では、3月28日(木)議会閉会日の午後を予定している。

このページのお問い合わせ

概要作成担当 草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係

電話 077-561-2320 ファックス 077-561-2489

メール kikaku@city.kusatsu.lg.jp